

## 社会福祉法人小林市社会福祉協議会行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間

2. 内 容

目標1 年次有給休暇の取得日数を、一人当たり年間平均10日以上とする。

〈対策〉

令和5年4月～ 事業所長等を通じて、年次有給休暇取得の奨励を行う

令和5年4月～ 年10日以上の子年次有給休暇が付与された職員に対して、年5日以上の年次有給休暇の取得を促す。上半期取得率の低い職員に対して、事業所長等が面談の上、取得を促す。

令和5年11月～ 取得状況を把握し、目標達成のための取り組みについて検討を行う。

目標2 育児・介護休業法、雇用保険法及び労働基準法に基づく諸制度の周知を図り、利用の促進を図る。

〈対策〉

令和5年4月～ 事業所等を通じて、制度周知を図る。

令和5年11月～ 各種休暇や休業制度等の取得状況を把握し、制度の活用促進のための取り組みを検討する。

目標3 所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定（見直し）する。

〈対策〉

令和5年4月～ 所定外労働の実態を把握する。

令和5年10月～ ノー残業デーの設置・実施を行う。また、所定外労働の原因を分析し、削減のための取り組みを検討する。